

年 月 日

敦賀市教育委員会

申請者 住 所
名称又は氏名
(代表者)
電話番号

柴田氏庭園建物使用許可申請書

次のとおり柴田氏庭園の建物を使用したいので申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで(準備・撤収の時間を含む。)
使用施設	<input type="checkbox"/> 甘棠館書院 北6畳間 <input type="checkbox"/> 甘棠館書院 松の間、亀の間、中6畳間及び式台 <input type="checkbox"/> 甘棠館居宅 茶の間 (□前室使用)
使用責任者	氏 名 電話番号
使用予定人数	人
備考	

※使用目的の詳細がわかる資料があれば、添付してください。

(裏面)

申込方法及び注意事項

- 1 受付は、使用される日の前6月から7日までの間に行うことができます。受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。間違いを防ぐため、電話、口頭等での受付はいたしません。
- 2 次の場合は、使用を許可されません。
 - (1) 庭園の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 庭園の景観を損なうおそれがあると認められるとき。
 - (4) 庭園の管理上支障があると認められるとき。
 - (5) その他教育委員会が不適當であると認めるとき。
- 3 使用料は、許可書交付の際に前納し、原則として還付いたしません。
- 4 使用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 5 使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください。
- 6 施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 7 許可を受けた目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。